

告示

埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人慈公会 公平病院	戸田市笹目南 町二〇―一六	医療法人慈公 会	訪問リハビリ テーション	令和二年十一月 一日
木村歯科医院	羽生市中央二 ―七―一〇	医療法人社団 正匡会	居宅療養管理 指導	令和三年五月一 日
あいあい薬局	春日部市豊町 四―二―三八	有限会社あい あいプラン	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和三年十月一 日